

教育・研修

1 はじめに

本手順書は、杏林大学医学部倫理委員会規程に基づき、杏林大学医学部及び医学部附属病院の専任教職員が行う人を対象とした医学系研究について、医の倫理に関するヘルシンキ宣言の趣旨に添い、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針及び、杏林大学研究者行動指針、その他関連通知に基づいて適正かつ円滑に行われるよう、これらの研究等に係る必要な手順を定めるものである。

2 教育・研修について

- (1) 研究者等は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。研究を実施中の研究者等も適宜継続して教育・研修を受けなければならない。
- (2) 教育・研修は、年に1回以上実施する講習会によるものとし、内容は、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針、ヘルシンキ宣言、臨床研究等に関する学内の規定及び手順、個人情報の保護、利益相反等を含むものとする。
- (3) 委員会事務局は、研修会の受講記録を作成し受講番号の発行及び管理を行う。発行した受講番号の有効期限は最終受講日から3年とする。
- (4) (2)の講習会の受講は、e-learningの受講によってかえることができるものとする。

e-learningによる講習

1. ICR 臨床研究入門
コース名： 臨床研究の基礎知識講座
2. APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN)
コース名： 医学部倫理委員会コース
3. CREDITS (大学病院臨床試験アライアンス)
コース名： eラーニング基礎コース

3 倫理委員会委員及び事務局に対する教育・研修について

- (1) 倫理委員会及び事務局に対する教育・研修は、年に1回以上実施する講習会によるものとし、内容は、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針、ヘルシンキ宣言、臨床研究等に関する学内の規定及び手順、個人情報の保護、利益相反等を含むものとする。

(2) 受講できない場合は、指定した e-learning 等を利用し受講することとする。

① ICR 臨床研究入門

コース名：倫理審査委員会

② APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN)

コース名：(領域) 人を対象とした研究：基盤編

(単元) 研究倫理審査委員会の委員に就任する際に知っておくべきこと

附 則

改正 平成 30 年 4 月 16 日 (医学部倫理委員会承認)

附 則

改正 令和 2 年 3 月 16 日 (医学部倫理委員会承認)